ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭審議会障害児支援部会	
第20回（R8. 7. 22）	資料３

社会保障審議会障害者部会	
第156回（R8. 6. 5）	資料１

令和９年度障害福祉サービス等報酬改定について（報告）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

主査　厚生労働大臣政務官
副主査　厚生労働省障害保健福祉部長
副主査補　こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）
構成員　厚生労働省
　障害福祉保健部
　企画課長
　障害福祉課長
　精神・障害保健課長
　地域生活・発達障害者支援室長
　職業安定局　障害者雇用対策課長　（オブザーバー）
　こども家庭庁支援局　障害児支援課長

アドバイザー（11名）　※検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

- 有村　大士　日本社会事業大学社会福祉学部教授
- 井出　健二郎　兵庫県立大学大学院経営専門職医療介護マネジメント教授
- 岩崎　香　早稲田大学人間科学学術院教授
- 薄田　寛　千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課長
- 小澤　温　筑波大学名誉教授
- 佐藤　香　東京大学名誉教授
- 田村　和宏　立命館大学産業社会学部現代社会学科教授
- 野澤　和弘　一般社団法人スローコミュニケーション代表、植草学園大学副学長（教授）、毎日新聞客員編集委員
- 橋本　美枝　医療法人社団聖母会成田地域生活支援センター統括施設長
- 松原　由美　早稲田大学人間科学学術院教授
- 渡邉　隼　京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長

※ 主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

【検討項目】

（１）障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査

（２）令和９年度障害福祉サービス等報酬改定等

【令和９年度報酬改定チーム検討スケジュール（イメージ）】

令和８年４月28日（火）	今後の検討の進め方について
６月～８月	関係団体ヒアリング（計６回程度開催）
８月末頃	関係団体ヒアリングの意見まとめ、主な論点案
９月～10月	各サービスの報酬等の在り方について検討
11月	サービス横断的な報酬等の在り方について検討
12月	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
令和９年２月	障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方（案）

○　令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討については、以下のスケジュールで進めてはどうか。

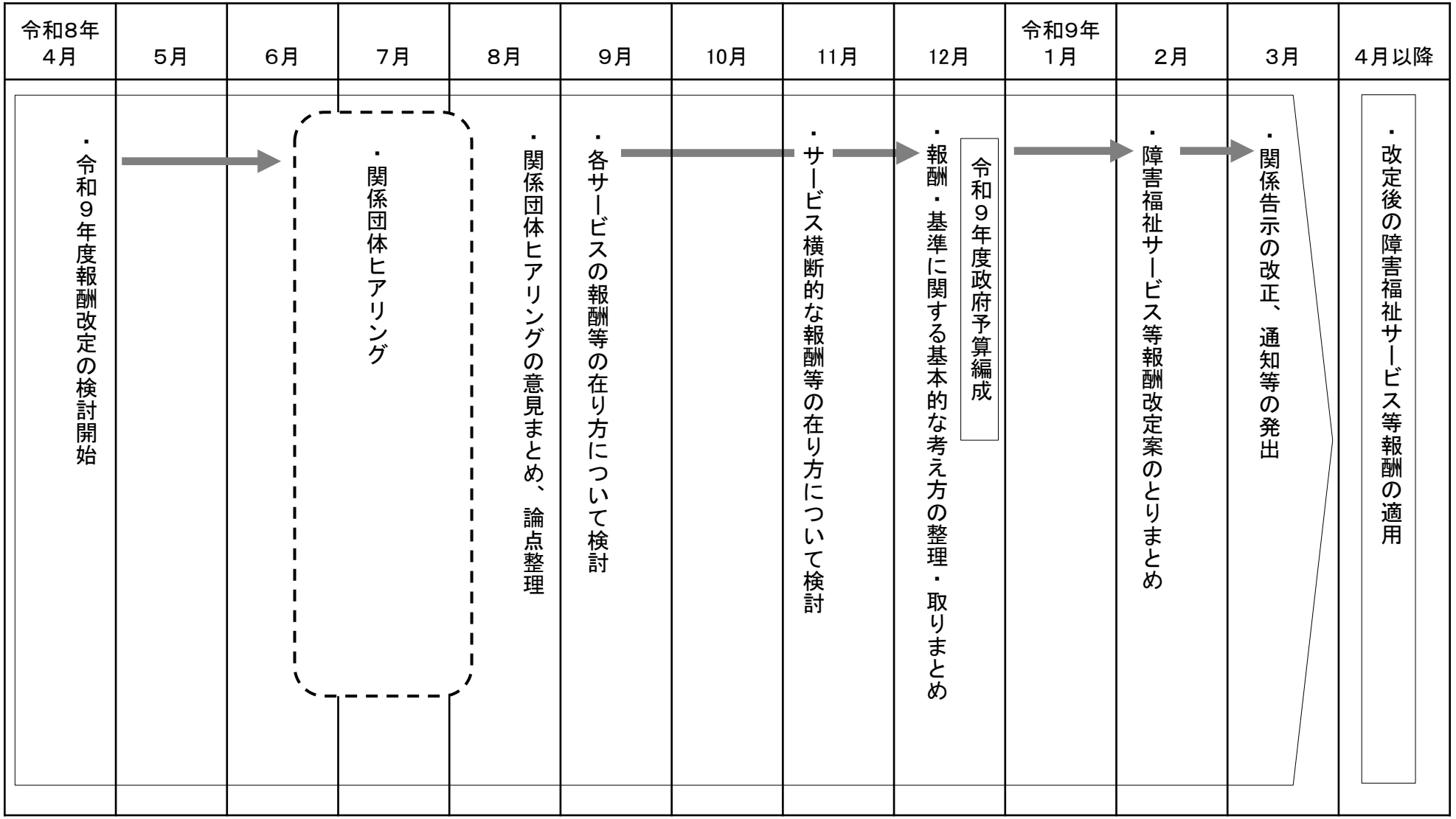

※　議論の状況については、適宜、障害者部会に報告する。

障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングの実施について（案）

○　令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングについて、以下の内容で実施してはどうか。

1. 対象団体

ヒアリングを行う団体は、次ページのとおりとする。

2. 実施予定日

６～７回程度：６月～８月

3. ヒアリング要領

（1）1団体あたり質疑応答を含め15分程度（団体説明：8分、アドバイザー等質疑：7分）で意見等を述べることとする。
（1回当たり8団体程度を予定）

※　対面による方式のほか、オンライン会議による方式及び書面提出による方式などにより実施することも可能とする。

（2）意見等については、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関するものとし、以下の視点についても盛り込むこととする。

・視点1　障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が＋12.1%の伸びとなっている中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

・視点2　人材の確保・育成・専門性向上及び業務の負担軽減・効率化に向けた課題及び対処方策

・視点3　令和6年度報酬改定及び令和8年度報酬改定後における経営の状況、賃上げや物価等への対応状況

・視点4　各地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、過不足のないサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

・視点5　より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法。特に、多様な主体の参入に伴い、サービス・支援の内容・質にバラつきが見られることへの対処方策

・視点6　地域生活の支援や重度化・高齢化への対応、他制度との連携強化その他各分野における様々な課題への対応方策

（3）資料については、本体資料に加え、当該資料の概要を作成し、電子媒体にて事前に事務局へ提出する。

（4）当日の出席者は最大2名（介助者等を除く）とする。

ヒアリング団体一覧（案）

○　令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングは、以下の団体を対象としてはどうか。

- 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- 一般社団法人社会的養育地域支援ネットワーク
- 一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会
- 一般社団法人全国介護事業者連盟
- 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
- 一般社団法人全国児童発達支援協議会
- 一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会
- 一般社団法人全国重症児者デイサービス・ネットワーク
- 一般社団法人全国精神障害者福祉事業者協会
- 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
- 一般社団法人全日本自閉症支援者協会
- 一般社団法人日本ALS協会
- 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
- 一般社団法人日本自閉症協会
- 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
- 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- 一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク
- きょうされん
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
- 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
- 公益社団法人日本精神神経科診療所協会
- 公益社団法人日本医師会
- 公益社団法人日本栄養士会
- 公益社団法人日本看護協会
- 公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
- 公益社団法人日本精神科病院協会
- 社会福祉法人全国盲ろう者協会
- 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
- 障害者自立支援法違憲訴訟団
- 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- 全国医療的ケアライン
- 全国肢体不自由児施設運営協議会
- 全国社会就労センター協議会
- 全国社会福祉法人経営者協議会
- 全国重症心身障害児（者）を守る会
- 全国障害者自立訓練事業所協議会
- 全国自立生活センター協議会
- 全国身体障害者施設協議会
- リハビリテーション専門職団体協議会
  （日本理学療法士協会・日本作業療法士協会・日本言語聴覚士協会）
- 特定非営利活動法人DPI日本会議
- 特定非営利活動法人就労継続支援A型事業所全国協議会
- 特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク
- 特定非営利活動法人全国就労移行支援事業所連絡協議会
- 特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会
- 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
- 特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク
- 特定非営利活動法人日本失語症協議会
- 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
- 特定非営利活動法人日本高次脳機能障害友の会
- 独立行政法人国立病院機構
- 日本肢体不自由児療護施設連絡協議会

（計53団体、五十音順）